

東栄はまなす町内会規約

私たち町内会の会員は、札幌市民として親睦を図りながら安心・安全(平和)な街づくりと福祉(人権)の増進を目指して規約に基づいて活動をする。

(名称及び事務局)

第1条 この会は、東栄はまなす町内会(以下町内会)と称し、事務局を町内会会長宅に置く。

(区域及び会員)

第2条 この会の区域は、北26・27・28条東8丁目から10丁目の区域内の住民(市民)をもって会員とする。

(組織の構成・加入及び脱会)

第3条 この会を円滑に運営するため区域内に相当数の班をもって構成する。

(1) この会の加入及び脱会は、班長を通じ会長に届け出ることにより効力を有するものとする。

(目的)

第4条 この会は、町内会の発展及び会員相互の親睦と住みよい生活環境の推進と福祉の増進を図ることを目的とする。

(事業)

第5条 この会は、前条の目的を達成するために以下の事業を行う。

- (1) 会員の親睦と福祉の増進を図るための事業
- (2) 町内の防災防犯・環境衛生・交通安全・生活環境等の向上を図るための事業
- (3) 文化・青少年育成等の向上を図るための事業
- (4) その他町内会の発展に必要な事業

(部及び班の構成)

第6条 前条の事業を達成するため、以下の部・班を設ける。

- (1) 総務部 各部及び各関係機関との連携・広報等並びに他の部に属しない事項に関すること

- (2) 会 計 部 予算・決算及び会費の出納管理に関する事
 - (3) 環境衛生部 衛生・生活環境・保健体育等に関する事
 - (4) 事 業 部 除排雪・街灯・道路整備等に関する事
 - (5) 防犯防災部 防犯・防災・風水震災・人命救助等に関する事
 - (6) 女 性 部 女性の文化の向上に関する事
 - (7) 福 祉 部 老人世帯・独居老人等福祉に関する事
- 班 長 会費・班内の連絡その他に関する事項

(役員及び会計監査の選出)

第7条 この会は、以下の役員を置く。

- (1) 会長1名 副会長若干名 理事若干名 部長7名 副部長若干名
- (2) 会計監査2名

(役員及び会計監査の選出)

第8条 会長・副会長・会計監査は、總會において選出する。

- (1) 理事・各部長・副部長は、会長が委嘱する。

(役員任期)

第9条 役員任期は、2年とし、補充役員は、前任者の残存任期とする。ただし再任は妨げない。

(役員職務)

第10条 役員職務は、下記の通りとする。

- (1) 会長は、本会を代表し、会務を総括する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長事故ある時は、これを代行する。
- (3) 理事は、各条の班を総括する。
- (4) 各部長・副部長は、会務を分掌する。

(会計監査)

第11条 会計監査は、会計事務を監査し總會に報告する。

(会 議)

第12条 定期總會・臨時總會・班長会議及び役員会とする。

- (1) 定期總會は、年一回開催し、前年度の事業報告、会計報告及び監査報告並びに新

年度計画、予算案を審議する。

- (2) 臨時総会、班長会及び役員会は、会長が必要と認めた時に召集する。
- (3) 総会の議長は、役員以外の出席会員の中より選出する。
- (4) 班長会議及び役員会の議長は、会長が当たる。
- (5) 会議は、出席会員をもって成立する。
- (6) 議事は、出席会員の過半数を持って決定し、賛否同数の場合は議長が決定する。

(議決事項)

第13条 下記に掲げる事項は、総会の議決を経なければならない。

- (1) 事業報告及び事業計画に関する事項
- (2) 規約の制定及び改廃に関する事項
- (3) 予算及び決算に関する事項
- (4) 総会において審議することが相当する事項

(班の構成)

第14条 この会を円滑に運営するために、班及び各条の3組織で構成する。

- (1) 各条の3組織は、東8丁目から東10丁目までをそれぞれ北26条班、北27条班、北28条班とする。

(会計年度)

第15条 この会の会計年度は、4月1日から翌年3月31日までとする。

(経費)

第16条 この会の運営に要する経費は、会費・補助金・交付金・その他の収入による。

(会費)

第17条 会費の額及び納入方法等は、必要に応じて総会で定める。

- (1) 会費は、月額400円(但し借家アパートの会員は、月額300円)とする。
- (2) 会費は、班長が集金し、毎月末までに担当理事までに届け、理事は、会計に納入する。
- (3) この会を脱退した場合、既納入した会費は翌月分から返金する。

(管理費及び通信費)

第18条 役員及び班長の職務に必要とする管理費・通信費として年額を下記の通り支給する。

- (1) 管理費 役員 10,000円
- (2) 通信費 班長 5,000円

(行動費)

第19条 業務遂行に要する経費は、下記の通り支給する。

- (1) 交通費 実費または相当額を支給する。
- (2) 行動費 会長の指示または要請により、町内会活動に従事した場合、
 - 1日 4,000円以内
 - 1日のうち4時間未満 2,000円以内

(慶弔費等)

第20条 会員の慶弔及び火災等の災害には慶弔及び見舞金を支給する。

- (1) 慶弔及び見舞金 1件 5,000円を基準とする。
- (2) 必要に応じて物品を贈呈することができる。
- (3) 慶弔の範囲、物品の要否及び上記以外の案件は、その時点で会長に一任する。

(顧問)

第21条 この会に、顧問を置くことができる。

- (1) 役員会の推薦を経て会長がこれを委嘱する。
- (2) 顧問は、会の重要な案件に関し、必要に応じて会務を担当する。

(附則)

- (1) この規約は、平成8年1月1日より施行する。
- (2) 規約第2条の区域内で、現在東栄町内会の会員は、引き続き東栄はまなす町内会の会員とする。
- (3) 規約第15条の会計年度は、初年度に限り、平成8年1月1日から平成9年3月31日までとする。
- (4) 規約第9条の会員の任期は、初代役員に限り平成8年1月1日から平成10年3月31日までとする。

この規約は、平成9年4月17日	一部改正
この規約は、平成10年4月19日	一部改正
この規約は、平成11年4月26日	一部改正
この規約は、平成14年4月20日	一部改正
この規約は、平成24年4月21日	一部改正
この規約は、令和元年4月5日	一部改正